

UC カード iD 会員規約

第 1 条 (目的)

本規約は、「UC カード iD」と称する携帯電話その他の携帯機器に搭載された非接触 IC チップを用いて行うクレジット決済サービス（以下「本決済サービス」という）の内容、利用方法等を規定し、第 2 条で定める UC カード iD 会員と UC カード iD 会員が予め指定するクレジットカード（以下「本カード」という）の発行会社（以下「当社」という）との間の契約関係について定めるものです。

第 2 条 (UC カード iD 会員)

当社が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの会員（以下「会員」という）で、本規約を承認の上、当社所定の方法で本決済サービスの利用を申込み、当社が承諾した方を UC カード iD 会員とします。なお、本規約に基づく契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第 3 条 (アクセスコード・パスワード・iD 会員番号の発行)

1. 当社は、UC カード iD 会員に対し、UC カード iD 会員ごとに定められたアクセスコード（以下単に「アクセスコード」という）およびパスワード、ならびに iD 会員番号を発行し、当社所定の方法により通知します。なお、アクセスコードおよびパスワードは当社が通知する所定の期間内に第 6 条に定める会員情報登録がなされない場合または一度でも会員情報登録に利用された場合には無効となります。
2. UC カード iD 会員は当社から通知されたアクセスコードおよびパスワード、ならびに iD 会員番号を善良なる管理者の注意をもって使用・管理するものとし、UC カード iD 会員本人以外の第三者に使用させてはなりません。
3. UC カード iD 会員は、第 6 条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードおよびパスワードを紛失し、または盗難された場合には、すみやかに当社所定の方法により届け出るものとします。
4. UC カード iD 会員が、前二項に違反したことにより、第三者がアクセスコードおよびパスワードを使用して本決済サービスを利用した場合、当該第三者による利用を UC カード iD 会員本人による利用とみなします。

第 4 条 (暗証番号)

本決済サービスで使用する暗証番号は、本カードの会員規約（以下「カード会員規約」という）に基づき登録された暗証番号と同一のものとします。

第 5 条 (準備事項)

1. UC カード iD 会員は、第 6 条に定める会員情報登録に先立ち、自己の責任および費用負

担において、本決済サービスに対応しうる機能を備えたものとして当社が指定する携帯電話（以下「指定携帯電話」という）その他の携帯機器（以下「指定携帯機器」という）の準備、携帯電話通信事業者とのインターネット利用サービス契約の締結その他本決済サービスの利用に必要な当社所定の準備を行うものとします。

2. UC カード iD 会員が、前項に定める準備を怠ったことにより本決済サービスの利用ができない場合、当社は一切の責任を負いません。また UC カード iD 会員と携帯電話通信事業者との間の携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約が、理由のいかんを問わず終了した場合には、本決済サービスの利用の全部または一部が制限される場合があります。

第 6 条（会員情報登録）

1. UC カード iD 会員は、自己の責任および費用負担において、当社が指定するダウンロードセンターから、本決済サービスを利用するために必要な当社が指定するアプリケーション（以下「本アプリケーション」という）を、当社所定の方法で、本決済サービスで使用する自己の指定携帯電話にダウンロードしたうえで、自己に通知されたアクセスコードおよびパスワードを入力する等当社所定の操作を行うことにより、本決済サービスの利用に必要な情報（以下「会員情報」という）を会員の指定携帯電話内または指定携帯機器内に装備された非接触 IC チップに格納（以下「会員情報登録」という）するものとします。但し、指定携帯電話に予め本アプリケーションがインストールされている場合、本アプリケーションのダウンロードの手続きは省略できるものとします。

2. UC カード iD 会員は、本決済サービスの利用目的以外の目的で本アプリケーションを利用しないものとし、また、第三者をして本アプリケーションを利用させないものとします。

第 7 条（本機器の利用）

1. UC カード iD 会員は、前条の手順に従い、会員情報登録が完了した当該指定携帯電話または当該指定携帯機器（以下総称して「本機器」という）を、本決済サービスの利用が可能な加盟店（以下「iD 加盟店」という）において、本決済サービスを利用するために iD 加盟店に設置された専用端末（以下「iD 専用端末」という）に本機器をかざし、第 4 条の暗証番号を所定の端末機に入力する等当社所定の操作を行うことにより、本カードを用いずに、iD 加盟店から商品、権利の購入またはサービスの提供（商品、権利、サービスを以下「商品等」という）を受けることができるものとします。但し、一部本決済サービスの利用ができない商品等もあります。

2. 前項の規定にかかわらず、当社が認めた場合、UC カード iD 会員は暗証番号の入力を省略することができるものとします。

3. UC カード iD 会員は、第 15 条第 1 項および第 2 項に定める場合のほか、以下の各号に定める場合、本機器による本決済サービスを利用することができないことがあります。

- (1) 本機器の物理的な破損・汚損等により、iD 専用端末において本機器の取扱いができない場合。
- (2) 本カードにつき、紛失、盗難その他カード会員規約に定める理由により、その利用が一時停止されている場合。
- (3) その他、当社が、UC カード iD 会員の本決済サービス利用状況等により UC カード iD 会員の本機器の利用が適当でないと判断する事項として、UC カード iD 会員に通知又は公表した事項に該当した場合。

第 8 条（本機器の管理）

1. UC カード iD 会員は、本機器を善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、UC カード iD 会員本人以外の第三者に、本機器による本決済サービスの利用をさせてはなりません。
2. UC カード iD 会員は、本機器につき、機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保供託等もしくは廃棄等一切の処分をする場合には、当社所定の方法により、その旨を当社に届け出るものとし、かつ、指定携帯内に記録されている本アプリケーションおよび本機器内に記録されている会員情報を事前に削除するものとします。
3. UC カード iD 会員は、本機器を紛失し、または盗難等の被害にあった場合には、ただちに、当社所定の方法によりその旨を当社に届け出るものとします。
4. UC カード iD 会員は、本機器内に装備された IC チップおよび本アプリケーションにつき偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等をおこなってはなりません。
5. UC カード iD 会員が、前四項に違反したことにより、第三者が本機器を使用して本決済サービスを利用した場合、当社は、当該第三者による利用を UC カード iD 会員本人による利用とみなします。

第 9 条（ご利用代金の支払い）

1. UC カード iD 会員は、本決済サービスの利用に係る商品等の代金を、本カードの利用代金として、その他の本カードの利用代金等と合算して支払うものとします。
2. 前項の本決済サービスの利用代金の支払いのうち iD 加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として 1 回払いに関するカード会員規約を準用します。ただし、本カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。

第 10 条（ご利用可能金額）

1. UC カード iD 会員は、本カードについて定められたカード利用枠からカード利用残高を差し引いた金額の範囲内で、本決済サービスを利用することができます。
2. UC カード iD 会員は、当社が適当と認めた場合、前項の規定にかかわらず、本カードの利用枠を超えて本機器を利用できるものとします。その場合も、UC カード iD 会員は当然

に支払いの責を負うものとします。

第 11 条（有効期限）

1. 本決済サービスの利用の有効期限は、当社が指定するものとし、アクセスコードおよびパスワードとあわせて UC カード iD 会員に通知します。
2. 当社は、本決済サービスの利用の有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない UC カード iD 会員のうち、当社が引き続き UC カード iD 会員として承認する場合には、有効期限を更新し、新たなアクセスコードおよびパスワードを発行し、通知します。
3. 前項の場合、UC カード iD 会員は、新たに発行、通知されたアクセスコードおよびパスワードを使用して、改めて第 6 条に準じて会員情報登録を行うものとします。

第 12 条（本機器の紛失、盗難等）

UC カード iD 会員が本機器を紛失、盗難等された場合（以下「紛失等」という）には、本カードの紛失等と同様に扱うものとし、カード会員規約の規定に従うものとします。

第 13 条（アクセスコードおよびパスワードの再発行）

1. 当社は、アクセスコードおよびパスワードの紛失もしくは会員情報登録期間の経過による無効、または、本機器の機種変更、紛失、盗難、破損もしくは汚損等の理由により、UC カード iD 会員が希望し、当社が審査のうえ適当と認めた場合、アクセスコードおよびパスワードを再発行します。
2. 前項の場合、UC カード iD 会員は、新たに発行、通知されたアクセスコードおよびパスワードを使用して、改めて第 6 条に準じて会員登録を行うものとします。

第 14 条（退会および会員資格の喪失）

1. UC カード iD 会員が、退会する場合は、当社所定の方法により当社にその旨を届け出るものとします。
2. UC カード iD 会員が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく UC カード iD 会員としての会員資格の取消しをさせていただくことがあります。
 - (1) 本カードの会員資格を失った場合。
 - (2) UC カード iD 会員が、本決済サービスを法令に違反もしくは公序良俗に反し、または本規約に違反する利用をした場合。
 - (3) UC カード iD 会員による本決済サービスの利用が適当でないと当社が判断する行為として、UC カード iD 会員に通知又は公表した行為を行った場合。
 - (4) 本決済サービスの最終利用日より 1 年間、利用がない場合。
3. UC カード iD 会員は、退会もしくは会員資格を喪失した場合、当社の指示に従い、速や

かに本機器に登録されている会員情報を削除するものとします。なお、当該措置を行わなかったことにより第三者が本機器を本決済サービスで利用した場合、当該第三者による利用を UC カード iD 会員本人の利用とみなします。

第 15 条 (サービスの一時停止、中止)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、UC カード iD 会員に対する事前の通知なく、本決済サービスの提供を一時停止または中止することがあります。

(1) 本決済サービスの提供のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にもまたは緊急に行う場合。

(2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済サービスの提供を継続することが困難である場合。

(3) その他、当社が本決済サービスの提供の一時停止または中止が必要と判断した場合。

2. 当社は、前項に定める場合のほか、技術上または営業上の判断等により、UC カード iD 会員に対し事前に通知することにより、本決済サービスの提供を一時停止または中止することができます。

3. 前二項に定める本決済サービスの提供の一時停止または中止により、UC カード iD 会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

第 16 条 (免責事項)

1. 当社は、UC カード iD 会員が本機器を使用して本決済サービスを利用したことにより、本機器の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本機器内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、UC カード iD 会員または第三者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または重過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。

2. 当社は、本規約に別途定める場合を除き、本機器および本機器内に装備された IC チップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因により、UC カード iD 会員が本機器を使用して本決済サービスを利用することができない場合といえども、当社の故意または重過失による本アプリケーションの技術的な欠陥、品質不良等によることが明らかである場合を除き、その賠償の責任を負いません。

第 17 条 (カード会員規約の適用)

本規約に定めない事項については、カード会員規約を準用するものとします。

第 18 条 (規約の改定)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力

発生時期を当社のホームページ (<https://www2.uccard.co.jp/cs/services/ucid.html>) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で UC カード iD 会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

(1) 変更の内容が UC カード iD 会員の一般の利益に適合するとき。

(2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (<https://www2.uccard.co.jp/cs/services/ucid.html>) において告知する方法又は UC カード iD 会員に通知する方法その他当社所定の方法により UC カード iD 会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、UC カード iD 会員は、当該周知の後に UC カード iD 会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。